

2/2
赤旗

シリーズそもそも

国保制度 ⑦

自治体が保険者になつて、いる国民健康保険（自治体国保）には、低所得世帯に対し、保険料・税（国保料）を減額する仕組みがあります。しかし、改善すべき多くの課題を抱えています。

滞納世帯は15%超

減額されるのは、国保料のうち、所得の違いに関係なく、世帯の加入者数に応じて保険料額が算定される均等割などの「応益割」部分です。

自治体は、前年の所得が、

市町村民税の基礎控除額（2019年度＝33万円）をベースに計算した金額以下の世帯

グラフは、2017年度の国保料減額の状況を示したもので、減額なしの世帯は加入世帯の45.9%で、減額を受けている世帯はあわせて54.1%です。

半数を超える世帯が減額を受けているにもかかわらず、

滞納世帯は約289万3千世帯（2017年6月1日現在）で、加入世帯の15%を超えています。

所得なしでも負担

減額されてもなお負担能力を超える国保料を強いられているためです。

対象狭く免除はなし

国保料減額

滞納世帯をみると、所得100万円未満の世帯が9割近くを占め、100万円以上200万円未満の世帯は1割程度です。減額の対象がきわめて狭いです。

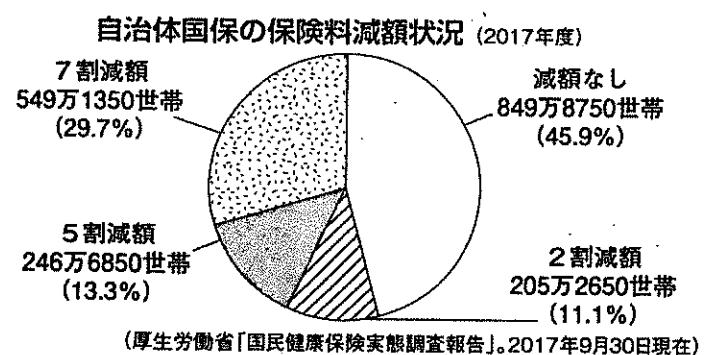
円未満の世帯は1割程度です。減額の対象がきわめて狭いです。減額の対象がきわめて狭いです。

所得が激減した世帯の国保料を“一時的・臨時の”に免除する仕組みはありますが、低所得世帯への対策として、免除する仕組みはありません。たとえ、所得なしでも原則として、国保料が課されることになっています。

国保料の抜本的な引き下げとともに、低所得世帯に対する国保料の減額の拡充と免除の常設が必要です。

（随時掲載）

1回目＝1月6日付、2回目＝8日付、3回目＝10日付、4回目＝23日付、5回目＝30日付、6回目＝2月11日



（厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」、2017年9月30日現在）

付

1回目＝1月6日付、2回目＝8日付、3回目＝10日付、4回目＝23日付、5回目＝30日付、6回目＝2月11日

いことも、滞納問題が改善しない原因の一つです。

現行制度には、災害などで